

消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号の規定に基づく広域連合長が定める点検基準の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年6月1日

諏訪広域連合長 金子 ゆかり

諏訪広域連合告示第24号

消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号の規定に基づく広域連合長が定める点検基準の一部を改正する告示

消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号の規定に基づく広域連合長が定める点検基準（平成15年諏訪広域連合告示第17号）の一部を次のように改正する。

第1中「平成12年条例第31号」を「平成12年諏訪広域連合条例第31号」に改め、同第1号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備、一般サウナ設備」に改める。

別記様式第1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。